

北海道科学大学HITプラザの使用及び管理規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学HITプラザ（以下「プラザ」という。）の有効な使用及び管理の適正を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用範囲)

第2条 プラザは、北海道科学大学の学生及び教職員並びに北海道科学大学高等学校の生徒及び教職員の厚生施設として、食堂・喫茶等の日常の利用に限ることなく、行事等必要に応じ、平常の営業時間外においても広く交流・親睦の場として使用することができるものとする。

(開・閉館時間)

第3条 プラザの開・閉館時間は、次のとおりとする。ただし、夏・冬・春季休業期間中や行事等の関係で変更することがある。

(1) 開館時間 午前8時00分

(2) 閉館時間 午後8時00分

2 食堂・喫茶の営業時間については、別に定める。

(使用手続)

第4条 食堂・喫茶の平常の営業時間外におけるプラザ使用は、次の手続による。

(1) 食堂・喫茶（施設・設備のみ）を使用するときは、「施設使用許可願」により、学生課へ願い出て、許可を得ること

(2) 委託業者の飲食物を伴う食堂・喫茶・特別室等使用のときは、「食堂利用申込書」により、直接委託業者に申し出ること

(使用後の措置)

第5条 使用後は、使用者において、テーブル、椅子等を原形に復さなければならない。

(留意事項)

第6条 使用にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 施設・設備を破損、汚損又は滅失しないよう配慮することとし、万一破損等したときは、速やかに学生課へ届け出ること

(2) 施設・設備は、そのもの本来の用途以外に使用しないこと

(3) 火災等事故防止には特に留意し、万一事故発生の場合は直ちに管財課に通報すること

(4) 貴重品その他の盗難防止には、各自が十分注意すること

(弁償)

第7条 使用者が、故意又は過失によって施設等を破損、汚損又は滅失したときは、弁償しなければならない。

(戸締り等)

第8条 開・閉館時の開錠、施錠、消灯等は、食堂・喫茶の委託業者において協議のうえ、責任をもって行う。

(節 約)

第9条 委託業者は、電気、水道等光熱水費の節約に努める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。